

資料編

- 1 見直し経過
- 2 用語集
- 3 将来人口フレーム
- 4 持続可能な開発目標（SDGs）の詳細



1 見直し経過

■令和3年度

令和3年10月	まちづくり市民アンケート調査
令和4年 2月	「第2回江別市都市計画審議会」開催：改定方針案、諮問書の提出 議会報告 ：改定方針案

■令和4年度

令和4年 5月	「第1回江別市都市計画審議会」開催：江別市都市計画マスタープラン等小委員会設置要綱策定
7月	「第2回江別市都市計画審議会」開催：江別市都市計画マスタープラン等小委員会設置 「第1回江別市都市計画マスタープラン等小委員会」開催
11月	「第2回江別市都市計画マスタープラン等小委員会」開催
12月	「第3回江別市都市計画マスタープラン等小委員会」開催
令和5年 2月	「第4回江別市都市計画マスタープラン等小委員会」開催

■令和5年度

令和5年 5月	「第1回江別市都市計画審議会」開催：中間報告
6月	「第5回江別市都市計画マスタープラン等小委員会」開催
7月	「第6回江別市都市計画マスタープラン等小委員会」開催
8月	「第2回江別市都市計画審議会」開催：中間報告 地域別意見交換会の開催
10月	「第7回江別市都市計画マスタープラン等小委員会」開催
11月	「第3回江別市都市計画審議会」開催：計画素案 議会報告 ：計画素案、パブリックコメント の実施 パブリックコメントの実施
令和6年 1月	「第8回江別市都市計画マスタープラン等小委員会」開催 「第4回江別市都市計画審議会」開催
	答申書の手交 議会報告 市長決裁 ：計画案 ：計画の決定

第1章 都市計画マスタープランとは

第2章 江別市の現状と課題

第3章 将来都市像とまちづくりの目標

第4章 都市づくりの方針

第5章 地域別構想

第6章 計画の推進に向けて

資料編



■江別市都市計画審議会委員名簿（50音順）

（令和6年3月現在）

	氏名	所属等	任期	備考
1	荒井 三治	市民公募委員	R4年6月～R6年6月	
2	飯嶋 美知子	北海道情報大学	R4年6月～R6年6月	
3	石橋 達勇	北海学園大学	R4年6月～R6年6月	
4	今林 隆一郎	江別市自治会連絡協議会	R5年8月～R6年6月	
5	大石 珠希	札幌開発建設部江別河川事務所	R4年6月～R5年3月	
6	奥野 妙子	江別市議会	R5年5月～R6年6月	
7	小篠 隆生	北海道大学大学院	R4年6月～R6年6月	会長代理
8	落合 英機	江別市自治会連絡協議会	R4年6月～R5年6月	
9	柏原 克子	市民公募委員	R4年6月～R6年6月	
10	鎌田 直子	江別市女性団体協議会	R4年6月～R6年6月	
11	小糸 健太郎	酪農学園大学	R4年6月～R6年6月	
12	齊藤 佐知子	江別市議会	R4年6月～R5年4月	
13	佐々木 聖子	江別市議会	R4年6月～R5年4月	
14	佐々木 博明	北海学園大学	R4年6月～R6年6月	会長
15	佐藤 和人	江別市農業委員会	R4年6月～R6年6月	
16	鈴木 誠	江別市議会	R4年6月～R6年6月	
17	高橋 典子	江別市議会	R4年6月～R6年6月	
18	角田 一	江別市議会	R4年6月～R5年3月	
19	中野 稔之	江別警察署	R4年6月～R6年6月	
20	芳賀 理己	江別市議会	R5年5月～R6年6月	
21	正国 之弘	札幌開発建設部江別河川事務所	R5年4月～R6年6月	
22	町村 均	江別商工会議所	R4年6月～R6年6月	
23	三好 元	札幌学院大学	R4年6月～R6年6月	
24	山下 光弘	空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所	R4年6月～R6年6月	
25	吉田 美幸	江別市議会	R5年5月～R6年6月	

第1章

都市計画
マスタープランとは

第2章

江別市の現状と課題

第3章

将来都市像と
都市づくりの目標

第4章

都市づくりの方針

第5章

地域別構想

第6章

計画の推進に向けて

資料編



■江別市都市計画マスタープラン等小委員会委員名簿（50音順）

（令和6年3月現在）

	氏名	所属等	任期	備考
1	石橋 達勇	北海学園大学	R4年6月～R6年6月	副委員長
2	今林 隆一郎	江別市自治会連絡協議会	R5年8月～R6年6月	
3	奥野 妙子	江別市議会	R5年5月～R6年6月	
4	小篠 隆生	北海道大学大学院	R4年6月～R6年6月	委員長
5	落合 英機	江別市自治会連絡協議会	R4年6月～R5年6月	
6	佐藤 和人	江別市農業委員会	R4年6月～R6年6月	
7	鈴木 誠	江別市議会	R4年6月～R6年6月	
8	角田 一	江別市議会	R4年6月～R5年3月	
9	町村 均	江別商工会議所	R4年6月～R6年6月	
10	三好 元	札幌学院大学	R4年6月～R6年6月	

第1章
都市計画
マスタープランとは

第2章
江別市の現状と課題

第3章
将来都市像と
都市づくりの目標

第4章
都市づくりの方針

第5章
地域別構想

第6章
計画の推進に向けて

資料編



2 用語集

ア

アクセス機能

交通手段や経路、到着時間、公共交通の利便性などの機能。

アクティブシニア

趣味や仕事に意欲的で、健康志向が高く、元気で活動的な高齢者。

アダプト・プログラム制度

アダプトとは「養子縁組をする」という意味で、住民が道路、公園などの公共スペースを、養子のように愛情をもって面倒をみることに由来する。自治体と住民がお互いの役割分担について協定を結び、継続的に清掃・美化活動を進める制度。

SDGs（エスディージーズ）

2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標。17のゴールと169のターゲットから構成されている。

江別市通学路安全プログラム

通学路の安全確保のために必要な対策内容について関係機関で協議し作成した江別市通学路交通安全プログラム（平成26年4月）に、国から通知された「登下校防犯プラン」を参考に、防犯の取組を追加した通学路の安全確保を図る取組。

えべつの未来づくりミーティング

第7次江別市総合計画の策定過程における市民参加の取組の一つ。少人数で構成するカテゴリー別のグループを複数設定して、江別市の未来について語り合う取組。

温室効果ガス

地表から放射された赤外線の一部を吸収・放出することにより、放出された赤外線が地表付近の温度を高める温室効果をもたらす気体のこと。温室効果ガスには二酸化炭素やメタン等がある。

カ

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。



開発行為

開発許可制度において、主に建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のこと。

かわまちづくり

地域が持つ「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村や民間事業者、地域住民と河川管理者が連携の下、「河川空間」と「まち空間」が融合した賑わいある良好な空間形成を目指す取組。

既存ストック

まちづくりにおいては、今まで整備されてきた道路や公園、下水道、公共施設、建築物等のインフラ設備のこと。

居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

グリーン・ツーリズム

農村などで、地域の自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

グリーンモール

樹木など緑や趣のある風景を楽しむ歩行系道路を主とした施設。

交通結節機能

交通手段相互の乗り換え及び歩行が効率的かつスムーズに行えることが求められる最も基本的となる重要な機能。

国勢調査

5年ごとに総務省統計局が実施している全国民を対象とした人口や住宅に関する調査。

サ

再生可能エネルギー

太陽光や風力、火力、地熱、バイオマスなど、一度利用しても再生可能なエネルギー資源のこと。

札幌圏都市計画区域

札幌市、小樽市の一部、江別市、北広島市及び石狩市で構成されている都市計画区域の名称。



市街化区域

すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。(都市計画法第 7 条)

市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域。(都市計画法第 7 条)

循環型社会

生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負担が少ない社会のこと。

新住宅市街地開発事業

人口増加が著しい市街地周辺の地域において、大規模な住宅地を開発する事業。主に地方公共団体や住宅供給公社が事業主体となる。昭和 38 年に創設された。

親水空間

河川、湖沼などの水辺において、水にふれ、接し、眺めるなど、水と親しむことができる空間。

水源かん養

雨水を吸収し浄化するとともに地下に蓄えることで洪水を調整し、土砂の流出や濁水を防ぐ、山林や森林が持つ機能。

生活利便施設

住まいの周辺にある生活に欠かせない様々な施設。スーパーやコンビニエンスストア等の買い物施設をはじめ、銀行や郵便局等の金融施設、病院や診療所といった医療機関などのこと。

ゼロカーボンシティ

2050 年に二酸化炭素を実質ゼロにすることを旨とするを首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体。

先端技術系産業

バイオテクノロジーや情報技術などの新しい分野の産業。

ソフト対策

施設的な整備を伴わず情報の活用やシステムの運用面等で取り組む対策のこと。(⇔ハード整備(対策))



タ

第7次江別市総合計画～えべつ未来づくりビジョン～

江別市のまちづくりの基本的な指針となる最上位計画。令和6年度から10年間の計画。

宅地造成事業

主に住宅建設に供する目的で、土地の区画や形質を変更し、また、道路、公園などの公共施設の整備を行う事業。

地区計画

都市計画法に基づき、比較的小規模な地区を対象に、建築物の形態や公共施設の配置など、地域の良好な環境を整備保全するために定められる計画。（都市計画法第12条の4）

治水

洪水などの水害を防ぎ、また水運や農業用水の便のため、河川の改良・保全を行うこと。

低未利用地

長期間に渡り利用されていない「未利用地」と周辺の状況と比べて利用の程度（整備水準、管理水準など）が低い「低利用地」の総称。

デマンド型交通

利用者の予約状況に合わせて運行時間や運行経路等を柔軟に対応する交通サービス。

特定都市河川

「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」に定められ、都市部を流れる河川であって、その流域で著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の状況や接続する河川の状況、周辺の地形その他の自然的条件により困難なもので、国土交通大臣又は都道府県知事が指定したもの。

特別用途地区

都市計画法で定められた地域地区の一つ。用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区。

都市機能

商業、産業、医療、業務、文化交流等の都市活動を支える機能。

第1章

都市計画
マスタープランとは

第2章

江別市の現状と課題

第3章

将来都市像と
都市づくりの目標

第4章

都市づくりの方針

第5章

地域別構想

第6章

計画の推進に向けて

資料編



都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

都市計画区域

都市計画法その他の関連法令の適用を受ける区域。江別市では行政区域全域が指定されている。(都市計画法第5条)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都道府県が定める都市計画区域における都市計画の基本的な方針。都市計画の目標や区域区分の決定の方針などが定められたもの。

都市計画公園・緑地

都市計画上必要な都市施設として、都市計画に位置、名称、区域、種別、面積などが定められた公園・緑地のこと。定めた区域内では建築の制限などがある。(都市計画法第11条第1項)

都市計画道路

都市計画上必要な都市施設として、都市計画により位置、名称、道路の種別、車線数などが定められた道路のこと。定められた区域内では建築の制限などがある。(都市計画法第11条第1項)

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づく市街地開発事業のことで、土地所有者から土地の一部を提供してもらい(減歩という)、道路や公園などを整備し、居住環境などの向上と計画的な市街地を形成するための事業。

ナ

内水

主に地表に降った雨が浸水せずに川へ流下する水。

ハ

ハード整備(対策)

建物やインフラ設備などモノによる物理的な対策のこと。(⇔ソフト対策)

バリアフリー

高齢の方や障がいのある方が生活する上で、障壁(バリア)となるものを取り除くこと。



ヤ

ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰もが利用しやすいデザインのこと。

用途地域

良好な市街地環境の形成や、都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途や形態を規制・誘導するために12種類に区分した地域の名称。(都市計画法第8条)

要配慮者利用施設

社会福祉施設、学校、医療施設、その他防災上の配慮を必要とする人が主に利用する施設。

ラ

ライフライン

電気、ガス、上下水道、電話、通信など都市生活や活動を支えるために整備されている供給処理、情報通信施設。



3. 将来人口フレーム

将来の都市構造やまちづくりを考える上で重要な将来人口は、国が示す指針において、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口の値を基本とすることとされています。しかしながら、本計画では、今後の社会情勢の変動等に対応していくため、より厳しい環境を想定し、第7次江別市総合計画の独自推計結果を用いています。

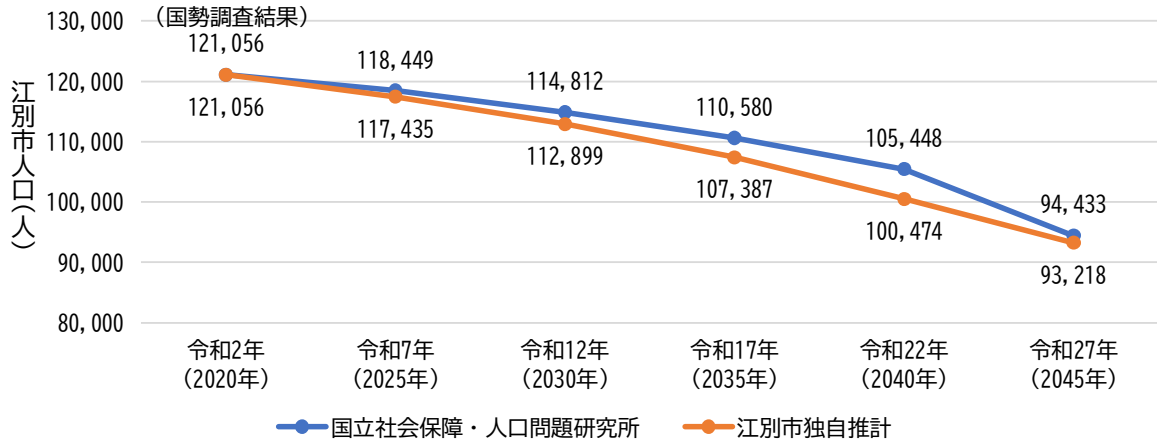


図 将来人口推計結果の比較

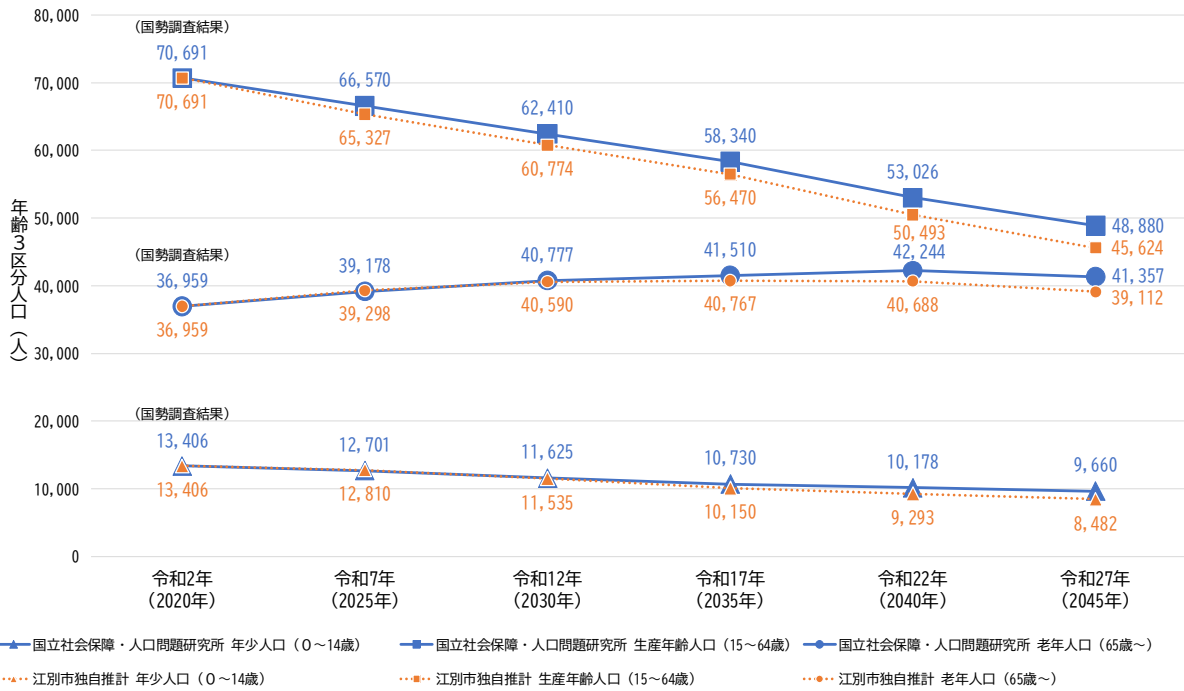


図 将来人口推計結果の比較(年齢3区分)

出典：令和2年国勢調査、江別市将来人口推計(令和7年以降)、国立社会保障・人口問題研究所将来推計人口



- 第1章 都市計画マスタープランとは
- 第2章 江別市の現状と課題
- 第3章 将来都市像と都市づくりの目標
- 第4章 都市づくりの方針
- 第5章 地域別構想
- 第6章 計画の推進に向けて
- 資料編

1 推計法と基準人口

本推計は、令和6（2024）年度を始期とする「第7次江別市総合計画」を策定するにあたり、将来人口（総人口や年齢別人口構成等）を見通すために、コーホート変化率法を用いて人口推計を行うものです。

コーホートとは、ある年（期間）に生まれた人口集団を意味します。本推計では、男女別・年齢5歳階級別の人口集団を1つのコーホートとして、男女別の〔0～4歳〕から〔90歳以上〕までの合計38のコーホートごとに推計を行いました。（各コーホートの推計値の合計が、総人口の推計値になります。）

変化率法とは、コーホートごとに過去の人口増減実績から変化率を算出し、その人口増減状況がその後も継続するものと仮定して将来を推計するものです。

推計に用いたデータは総務省が公表した国勢調査結果で、基準人口（直近の人口実績）は令和2（2020）年の10月1日です。

2 変化率の設定について

男女別・年齢5歳階級別の各コーホートは、5年ごとに年齢階級が1つ上の階級に移行します。その間の人口増減率が変化率で、コーホートごとに、5年間の転入・転出数、死亡数によって決定されます。（〔0～4歳〕の推計方法は別途記載。）

江別市の人口は、少子高齢化などにより平成17（2005）年をピークに減少に転じましたが、近年の大規模な宅地造成などにより、令和2（2020）年の国勢調査ではわずかに増加しました。しかしながら、現時点においては、当面、このような大規模宅地造成の見込みがないため、近年の一時的で大幅な人口増加が将来人口推計に及ぼす影響を緩和させる必要があることから、今回の人口推計においては、過去3回の変化率の平均値（3回平均変化率）を使用しました。（直近15年間の変化状況が反映されることとなります。）

■ 3回平均変化率の算出方法（男性・〔35～39歳〕の変化率算出例）

【男性】	国勢調査実績値			
	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
〔30～34歳〕				
〔35～39歳〕				

※上記の場合、男性〔30～34歳〕が5年後に男性〔35～39歳〕に移行する歳の3回平均変化率を、〔変化率①+変化率②+変化率③〕÷3 で算出します。

なお、国勢調査結果には年齢不詳の人口が存在するため、変化率の算出にあたり、年齢不詳人口は、男女別・年齢5歳階級別の各コーホートの人口に応じて按分（振り分け加算）しました。

出典：江別市将来人口推計（令和4年5月）



3 男女別・年齢5歳階級別人口の推計方法

(1) [5～9歳] から [85～89歳] の推計方法

[5～9歳] から [85～89歳] までの各コーホートの推計人口は、年齢階級が1つ下の [0～4歳] から [80～84歳] の各コーホートにそれぞれの変化率（3回平均変化率）を乗じて算出します。

■ [5～9歳] から [85～89歳] の推計方法（例）

【男性】	実績値	推計値			
	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
[30～34歳]	●●人				
[35～39歳]		▲▲人			

令和7（2025）年の男性 [35～39歳] の推計値（▲▲人）＝
令和2（2020）年の男性 [30～34歳]（●●人）× 男性 [35～39歳] の変化率
で推計します。令和12（2030）年以降も、同様の方法により推計します。

(2) [90歳以上] の推計方法

最高年齢階級である [90歳以上] の推計については、5年前の [85～89歳] と [90歳以上] が、5年後に [90歳以上] に移行するものとして変化率を算出し、将来人口を推計します。

(3) [0～4歳] の推計方法

[0～4歳] は、5年前には存在しないため、15歳から49歳の女性人口に比例して存在するものと仮定して、男女別に出現率（3回平均）を算出して将来人口を推計します。

なお、本推計は、合計38のコーホートごとに推計を行うもので、総人口や年齢3区分別人口などは、それぞれ該当するコーホートの推計値を合算したものです。合算値相互の不整合（四捨五入による誤差）が生じないように、本推計では、各コーホートの推計値を算出した段階で、小数点第一位を四捨五入して整数値化しています。

出典：江別市将来人口推計（令和4年5月）



4. 持続可能な開発目標 (SDGs) の詳細

持続可能な開発目標(SDGs)の詳細



目標1【貧困】
あらゆる場所あらゆる形態の
貧困を終わらせる



目標2【飢餓】
飢餓を終わらせ、食料安全保障
及び栄養の改善を実現し、
持続可能な農業を促進する



目標3【保健】
あらゆる年齢のすべての人々の
健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標4【教育】
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い
教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標5【ジェンダー】
ジェンダー平等を達成し、
すべての女性及び女兒の
エンパワーメントを行う



目標6【水・衛生】
すべての人々の水と衛生の利用可能性と
持続可能な管理を確保する



目標7【エネルギー】
すべての人々の、安価かつ信頼できる
持続可能な近代的なエネルギーへの
アクセスを確保する



目標8【経済成長と雇用】
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての
人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある
人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



**目標9【インフラ、産業化、
イノベーション】**
強靱(レジリエント)なインフラ構築、
包摂的かつ持続可能な産業化の促進
及びイノベーションの推進を図る



目標10【不平等】
国内及び各国家間の不平等を是正する



目標11【持続可能な都市】
包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で
持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標12【持続可能な消費と生産】
持続可能な消費生産形態を確保する



目標13【気候変動】
気候変動及びその影響を軽減するための
緊急対策を講じる



目標14【海洋資源】
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を
保全し、持続可能な形で利用する



目標15【陸上資源】
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用
の推進、持続可能な森林の経営、砂漠
化への対処ならびに土地の劣化の阻止・
回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標16【平和】
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会
を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提
供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責
任のある包摂的な制度を構築する



目標17【実施手段】
持続可能な開発のための実施手段を
強化し、グローバル・パートナーシップを
活性化する

出典：外務省パンフレット（持続可能な開発目標(SDGs)と日本の取組)

第1章
都市計画
マスタープランとは

第2章
江別市の現状と課題

第3章
将来都市像と
都市づくりの目標

第4章
都市づくりの方針

第5章
地域別構想

第6章
計画の推進に向けて

資料編

